第109回 定時株主総会
招集ご通知

日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ
当行本店 9階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

新型コロナウイルスの感染が広がっております。
可能な限り書面または電磁的方法（インターネット）により事前の議決権行使をいただき、株主総会の開催日時点の状況をお確かめのうえ、体調の優れない方、ご不安のある方の会場への来場は、お控えいただきますようお願い申し上げます。
本株主総会会場におきましては、アルコール消毒液の設置や係員のマスクの着用など、感染予防のための措置を講じさせていただきます。

本年は株主総会ご出席者への「お土産」を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

目次

第109回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 5
　第1号議案 剰余金処分の件…… 5
　第2号議案 監査役3名選任の件…… 6
事業報告…… 9
計算書類…… 26
監査報告…… 49

株式会社 富山第一銀行

証券コード：7184

証券コード：7184
2020年6月4日

株主各位

富山市西町5番1号
株式会社 富山第一銀行
取締役頭取 横田 格

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第109回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、2頁「議決権の行使等についてのご案内」に記載のとおり、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2020年6月25日(木曜日)午後5時10分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1.日　　時　2020年6月26日(金曜日)午前10時

2.場　　所　富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ
当行本店　9階ホール

3.会議の目的事項

報告事項　1.第109期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

2.第109期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件

第2号議案　監査役3名選任の件

4.議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 **2020年6月26日（金曜日）**
午前10時（受付開始：午前９時）

場 所 **ＴＯＹＡＭＡキラリ　当行本店　９階ホール**
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※　株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2020年6月25日（木曜日）午後５時10分到着分まで**

電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合



スマートフォン、パソコンまたは携帯電話から当行指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」（３頁から４頁まで）をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき（二次元コードを読み取る場合は除く）、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

なお、書面と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使とし、電磁的方法（インターネット）によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

行使期限 **2020年6月25日（木曜日）午後５時10分入力完了分まで**

以　上

◎ **株主総会参考書類、事業報告並びに計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ（https://www.first-bank.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。**

◎ **当日ご出席の際は、資源節約の為、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。**

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

行使期限　2020年6月25日(木曜日) 午後5時10分入力完了分まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

二次元コードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載の二次元コードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

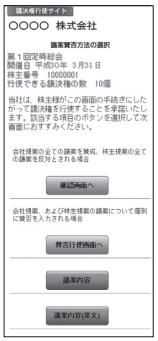

二次元コードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくは二次元コードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※議決権行使書はイメージです。

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン、パソコンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによって実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスし「次の画面へ」をクリック。

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。

3 「ログイン」をクリック。

4 新しいパスワードを「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意願います。

5 「送信」をクリック。

6 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

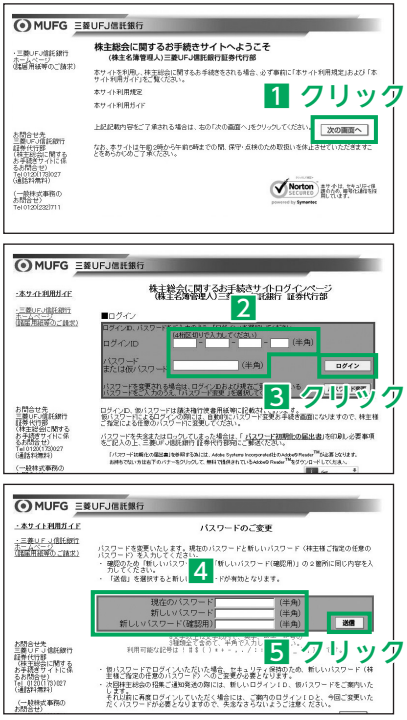

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、スマートフォンまたは携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他スマートフォンまたは携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。
- パソコン等による議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、内部留保の充実、財務体質の強化を図りながら、積極的な事業展開や事務効率化及びお客さまへのサービス向上により企業価値を向上させ、株主の皆さまへの適切な利益還元により株主価値を拡大させていくことを最重要課題と考えており、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため当期の業績並びに経営環境等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴配当財産の種類

金銭といたします。

⑵株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式１株につき金７円（中間配当を含め当期の配当は１株につき14円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、465,773,735円となります。

⑶剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役４名のうち、戸田雅也、横山哲夫、河合　隆の３氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏　　名	当行における現在の地位	候補者属性	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	戸田（と だ）　雅也（まさ や）	常勤監査役	再任	17／17回（100%）	13／13回（100%）
2	河合（か わい）　隆（たかし）	社外監査役	再任　社外　独立	17／17回（100%）	13／13回（100%）
3	瀧脇（たき わき）　俊彦（とし ひこ）		新任　社外　独立	―	―

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>再任
戸　田　雅　也
(1958年５月８日)
所有する当行の株式の数
7,009株
取締役会への出席状況
17／17回（100%）
監査役会への出席状況
13／13回（100%）</td><td>1981年４月　当行入行
2000年10月　当行福光支店長
2003年１月　当行営業企画部営業推進役
2003年８月　当行審査部審査役
2004年８月　当行新湊支店長
2009年４月　当行営業企画部上席営業推進役
2012年１月　当行堤町支店長
2015年１月　当行検査部長
2016年６月　当行常勤監査役（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・監査役候補者とした理由
堤町支店長、検査部長を歴任するなど豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2016年６月から監査役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見を監査役として生かすことにより、当行の経営全般の監査に有効かつ当行の経営に貢献することができると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>再任　社外　独立
河　合　　隆
(1949年５月４日)
所有する当行の株式の数
0株
取締役会への出席状況
17／17回（100%）
監査役会への出席状況
13／13回（100%）</td><td>1973年４月　株式会社北日本新聞社入社
2004年６月　株式会社北日本新聞社取締役
2006年６月　株式会社北日本新聞社常務取締役
2007年６月　株式会社北日本新聞社専務取締役
2009年１月　株式会社北日本新聞社代表取締役社長
2009年２月　株式会社富山ゴルフ代表取締役社長
2012年６月　株式会社北日本新聞社代表取締役会長
2015年６月　株式会社北日本新聞社顧問（現任）
当行監査役（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td colspan="2">・社外監査役候補者とした理由
富山県における代表的な報道機関の代表取締役または顧問を歴任されるなど、豊富な経験と見識に基づき、客観的かつ中立的な見地から有益なご意見やご指摘をいただいており、今後の当行の監査体制の更なる強化に貢献いただけると判断し、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="6">3</td><td>新任　社外　独立
瀧脇俊彦
(1953年10月23日)</td><td rowspan="6">1977年４月　北日本放送株式会社入社
2003年６月　北日本放送株式会社取締役
2007年６月　北日本放送株式会社代表取締役専務
2019年６月　北日本放送株式会社代表取締役社長（現任）
現在に至る</td></tr>
<tr><td>所有する当行の株式の数</td></tr>
<tr><td>0株</td></tr>
<tr><td>取締役会への出席状況</td></tr>
<tr><td>－</td></tr>
<tr><td>監査役会への出席状況
－</td></tr>
<tr><td colspan="3">・社外監査役候補者とした理由
富山県における代表的な報道機関の代表取締役として培われた豊富な経験と見識に基づき、客観的かつ中立的な見地から有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、今後の当行の監査体制の更なる強化に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．河合　隆および瀧脇俊彦の両氏は、社外監査役候補者であります。

２．河合　隆氏の当行監査役在任期間は本総会終結の時をもって５年間であります。

３．瀧脇俊彦氏が代表取締役であります北日本放送株式会社と当行の間には、貸出金等の取引がありますが、軽微であります。その他の監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

４．当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材を継続的に招聘できるよう定款において、社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めております。河合　隆氏が社外監査役として選任された場合、会社法第423条第１項の賠償責任について、社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定義される額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を引き続き締結する予定であります。また、瀧脇俊彦氏が社外監査役として選任された場合、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

５．河合　隆および瀧脇俊彦の両氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当行が定める社外役員の独立性基準（https://www.first-bank.co.jp/ir/governance.html）をいずれも満たしております。河合　隆氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、瀧脇俊彦氏の選任が承認可決された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。

以　上

（提供書面）

第109期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

⑴　企業集団の事業の経過及び成果等

（企業集団の主要な事業内容）

当行グループは、当行、子会社及び子法人等４社で構成され、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスに係る事業を行っています。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店65店において、預金業務、貸出業務、為替業務、商品有価証券売買業務等を行い、グループの中心と位置づけております。

また、富山ファースト・ビジネス㈱において、銀行事務代行業務等を行っています。

〔リース業〕

富山ファースト・リース㈱において、各種のリース業務を行っています。

〔その他業務〕

富山ファースト・ディーシー㈱において、クレジットカード業務等を行っております。また、㈱富山ファイナンスにおいて、金銭の貸付等の業務を行っています。

（金融経済環境）

2019年度を振り返ると、海外経済は年末までは米中貿易摩擦の長期化、中国経済の減速、英国のＥＵ離脱問題などの下振れ要因により停滞感を強めながらも緩やかな回復を維持しました。日本経済も10月の消費増税の影響により10～12月期のＧＤＰが大きく低下したものの景気対策による下支え効果などから緩やかな景気拡大基調を維持しました。

しかしながら2019年12月に中国武漢で確認された新型コロナウイルス感染症がパンデミックとなって世界中に伝播したことから2020年の世界経済は深刻な後退を余儀なくされました。特に株価や原油価格、不動産価格が大幅に下落し関連する金融市場は軒並み危機的な状況に陥りました。

これに対し内外の金融政策当局が資金供給の拡大、政策金利引き下げなどの緊急措置を講じたことなどから金融市場は幾分落ち着き回復しておりますが、なお不透明感を払拭し切れない状況にあります。

2020年度の国内経済については、コロナウイルス感染防止のための行動抑制による経済活動の縮小等から企業業績や雇用情勢の悪化が予想され、政府による救済措置による下支え効果は期待されるものの、全体としては厳しい道程を進むものと予想されます。

当行の主たる営業基盤である北陸地域も、製造業のグローバル化や観光事業など非製造業の経済に占める役割の拡大が進んでいただけに、こうした内外の動向を注視していく必要があります。

（事業の経過及び成果）

2019年度の業績の概要は以下のとおりです。

譲渡性預金を含めた預金等につきましては、要払性預金の増加を主要因として当期中に422億円増加し当期末残高は１兆2,349億円となりました。

貸出金につきましては、事業者向けは増加したものの地方公共団体向けの減少を主要因として当期中に134億円減少し当期末残高は、8,101億円となりました。

有価証券につきましては、適切なリスク管理の下、外国証券等のその他有価証券の増加を主要因として当期中に398億円増加し当期末残高は、4,770億円となりました。

外国為替業務につきましては、当期中の取扱高は前年度に比べ38百万ドル減少し2億60百万ドルとなりました。

当連結会計年度の損益状況につきましては、経常収益は、資金運用収益の増加や国債等債券売却益の増加等により、322億30百万円（前連結会計年度比11.7％増）となりました。経常費用は、国債等債券償還損の増加や株式等売却損の増加等により、282億98百万円（同17.3％増）となりました。この結果、経常利益は39億31百万円（同17.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億32百万円（同37.5％減）となりました。

（対処すべき課題）

2020年２月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、皆さまの事業継続や生活に大変ご苦労が続いておりますことと思料しているところです。当行の対処すべき課題としましては、現在の「新型コロナウイルス禍」への対応を最優先するということになります。

具体的には公益性を備えた金融機関として必要に応じ適切なＢＣＰ体制を発動し金融業務の維持継続を図ることにより円滑な地域金融の確保に貢献いたします。またコロナウイルス禍対策として打ち出された政府の諸施策に呼応してお取引先さまの対応を支援して参ります。

一方で、当行では、2020年４月より第15次中期経営計画をスタートさせるべく準備しておりましたが、「新型コロナウイルス禍」が経済環境や金融市場、さらには地元の地域経済活動へも大きな影響を及ぼしていることから、この時期の発表を見送りし、影響等を把握したうえで再構築することとしました。当面は、株主さま、お取引先さまへのご支援に全力を尽くす所存です。

当行は、地域金融機関として「地域とともに。さらなる信認、さらなる進化を」を基本理念として地域の皆さまとともに歩みを進める覚悟でございます。株主並びにお取引先の皆さまには、今後とも一層のご支援を賜りますよう心からお願い申しあげます。

⑵　企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ．企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	338	327	288	322
経常利益	73	78	47	39
親会社株主に帰属する当期純利益	55	53	35	22
包括利益	△52	44	33	△56
純資産額	977	1,012	1,037	969
総資産	13,492	13,565	13,381	13,913

ロ．当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金		11,248	11,582	11,642	11,845
	定期性預金	6,669	6,678	6,507	6,254
	その他	4,578	4,903	5,135	5,591
貸出金		8,315	8,417	8,355	8,227
	個人向け	2,020	2,015	1,994	1,910
	中小企業向け	3,107	3,278	3,330	3,334
	その他	3,187	3,123	3,030	2,982
商品有価証券		1	1	1	1
有価証券		4,377	4,478	4,247	4,630
	国債	1,140	624	623	906
	その他	3,236	3,853	3,624	3,723
総資産		13,389	13,449	13,256	13,774
内国為替取扱高		40,149	41,892	41,668	42,488
外国為替取扱高		百万ドル 825	百万ドル 622	百万ドル 299	百万ドル 260
経常利益		百万円 6,997	百万円 7,430	百万円 4,436	百万円 3,531
当期純利益		百万円 5,472	百万円 5,254	百万円 3,504	百万円 2,138
1株当たり当期純利益		円 銭 81 83	円 銭 78 57	円 銭 52 39	円 銭 32 12

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

経常収益

(単位：億円)

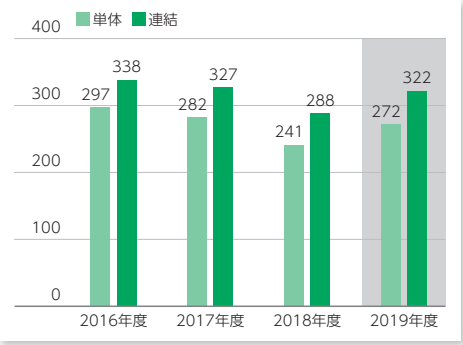

純資産額／総資産額

(単位：億円)

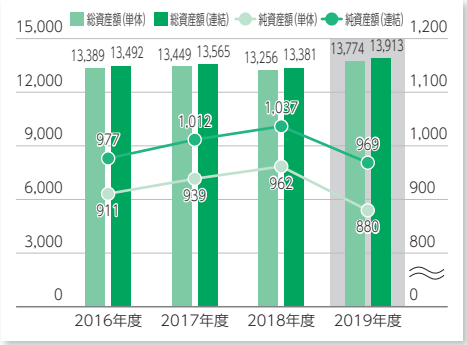

経常利益

(単位：億円)

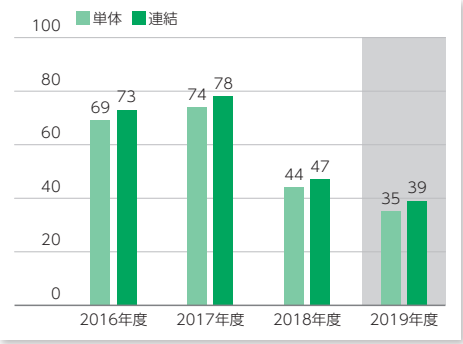

1株当たり純資産額

(単位：円)

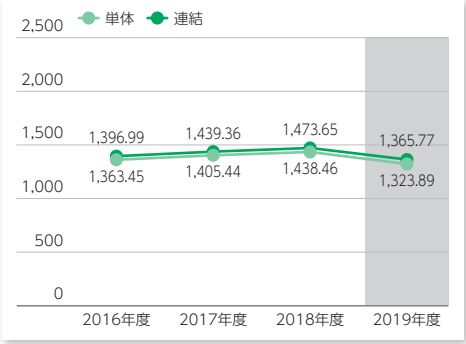

親会社株主に帰属する当期純利益及び当期純利益

(単位：億円)

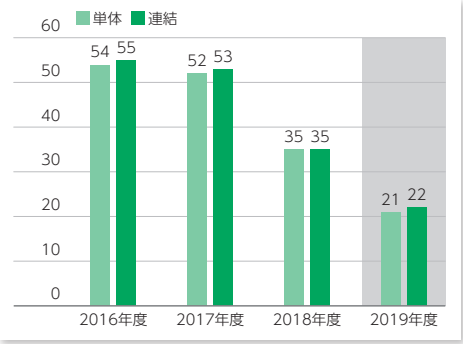

1株当たり当期純利益

(単位：円)

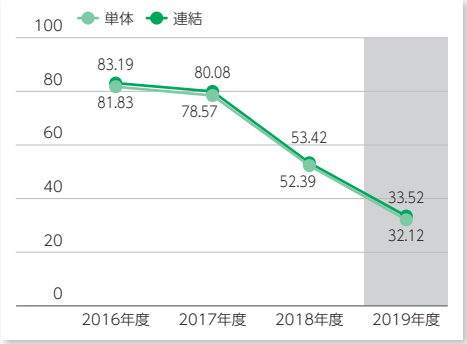

預金

(単位：億円)

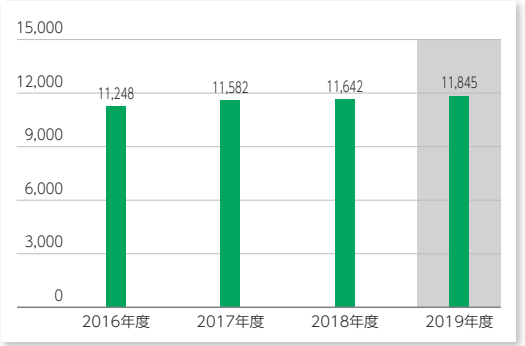

貸出金

(単位：億円)

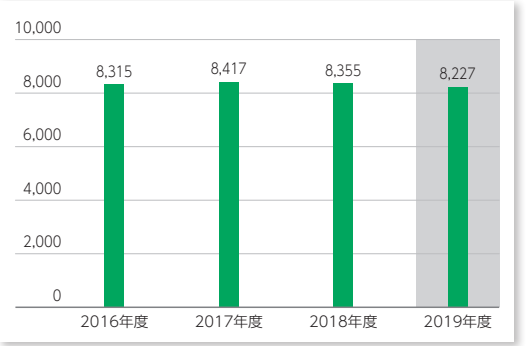

(3) 企業集団の使用人の状況

イ．企業集団の使用人数

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他事業	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	693人	2人	2人	730人	1人	2人

(注) 1．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．上記使用人数の他に富山ファースト・ビジネス㈱等より派遣を受けている人員は、銀行業３人、その他事業８人であります。

ロ．当行の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	693人	730人
平均年齢	39年6月	39年4月
平均勤続年数	16年9月	16年7月
平均給与月額	382千円	380千円

(注) 1．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、３月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

⑷　企業集団の主要な営業所等の状況

イ．銀行業

	主要な営業所	営業所数
		店　　前年度末
富山県	本店営業部他	57　（57）
石川県	金沢支店他	3　（3）
新潟県	長岡支店他	3　（3）
岐阜県	高山支店他	2　（2）
東京都	東京支店	1　（1）
大阪府	大阪支店	1　（1）
合計		67　（67）

（注）　1．富山県の営業所数は、富山ファースト・ビジネス㈱本社を含んでおります。
　　2．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を35か所（前年度末37か所）設置しております。

ロ．リース業

富山ファースト・リース㈱本社及び富山営業部

ハ．その他事業

富山ファースト・ディーシー㈱本社、㈱富山ファイナンス本社

⑸　設備投資の状況

イ．当行の設備投資の総額

（単位　百万円）

設備投資の総額	1,368

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．当行の重要な設備の新設等

（単位　百万円）

内容	金額
コンピュータ・システムの更改	759
ソフトウェアの取得	315

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ハ．当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却

該当ありません。

⑹ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

（2019年度末現在）

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
富山ファースト・ビジネス株式会社	富山市奥田本町6番35号	銀行業務代行 労働者派遣業務等	1988年 2月13日	10	100.00	－
富山ファースト・リース株式会社	高岡市京田621番地	リース業務等	1984年 12月1日	40	18.12	－
富山ファースト・ディーシー株式会社	富山市掛尾町626番地	クレジットカード 信用保証業務等	1987年 3月18日	20	20.00	－
株式会社富山ファイナンス	富山市新桜町2番地24	金銭の貸付業務等	1954年 10月5日	10	13.75	－

（注） 1．当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2．上記４社が連結対象子会社及び子法人等であります。

ハ．重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2．第二地銀協地銀38行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3．第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4．株式会社北國銀行及び株式会社福井銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
5．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
6．株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
7．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8．株式会社ローソンバンクとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
9．株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

⑺ 事業譲渡等の状況

該当ありません。

⑻ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（2019年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職	その他
金　岡　純　二	取締役会長（代表取締役）		
横　田　　格	取締役頭取（代表取締役）		
野　村　　充	取締役副頭取兼総合企画部ビジネスイノベーション室長		
釣　　安　孝	取締役　コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部長		
八　幡　正　之	取締役	富山ファースト・ディーシー株式会社　代表取締役社長	
水　上　豊　治	取締役　高岡支店長		
田　中　　豊	取締役　総合企画部長		
桑　原　幹　也	取締役　法人事業部長		
松　田　圭　司	取締役　コーポレート部長兼東京支店長兼東京事務所長		
長　谷　　聡	取締役　総合企画部デジタルイノベーション室長兼ダイレクトバンキング部長		
四　谷　英　久	取締役　リテール部長		
川　原　義　仁	取締役（社外取締役）		
金　岡　克　己	取締役（社外取締役）		
谷　垣　岳　人	取締役（社外取締役）	弁護士　石井法律事務所	
戸　田　雅　也	常勤監査役		
島　田　秀　二	常勤監査役		
横　山　哲　夫	監査役（社外監査役）		
河　合　　隆	監査役（社外監査役）		

（注）　1．当行は、社外役員の全員を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．監査役の藤岡正紀氏は、2019年6月27日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

（参考）　当行は、2004年７月１日より執行役員制度を導入しております。執行役員の役職地位、氏名及び担当は次のとおりであります。

（2019年度末現在）

氏　名	地　位	担当又は主な職業
林　　英　樹	執行役員	事務統括システム部長

（注）　2020年３月31日付で執行役員を辞任した舟崎滋郎氏、稲垣則義氏は上記に記載しておりません。

⑵ 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報　酬　等
取締役	16	140（25）
監査役	5	36　（6）
計	21	177（31）

1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．上記の人数には、2019年６月27日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び辞任した監査役１名が含まれております。
3．取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての給与112百万円は含まれていません。
4．取締役の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第108回定時株主総会において報酬等「年額２億円以内（うち社外取締役15百万円以内）」（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、これとは別に2018年６月28日開催の第107回定時株主総会において年額30百万円を限度として自己株式を交付する譲渡制限付株式報酬制度（社外取締役は除く）の導入を決議いただいております。
5．監査役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第104回定時株主総会において報酬等「年額５千万円以内（うち社外監査役１千万円以内）」と決議いただいております。
6．報酬等の欄には下記のものが含まれ、その合計額を括弧内書に記載しております。
・役員賞与引当金繰入額　　22百万円（取締役15百万円、監査役6百万円）
・譲渡制限付株式報酬　　9百万円（取締役9百万円）

（ご参考）
2019年6月27日開催の第108回定時株主総会にてご承認いただきました役員賞与につきましては、取締役賞与13百万円、監査役賞与6百万円の総額20百万円を支給いたしました。
また、「月額報酬」と「役員賞与」を合わせた第108期の報酬額につきましては、取締役は115百万円、監査役は36百万円であり、取締役の報酬限度額「年額2億円以内」、監査役の報酬限度額「年額5千万円以内」のそれぞれ範囲内であります。

⑶ 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
取締役　川　原　義　仁	会社法第423条第１項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第１項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。
取締役　金　岡　克　己	同　上
取締役　谷　垣　岳　人	同　上
監査役　横　山　哲　夫	同　上
監査役　河　合　　隆	同　上

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況	同社との取引
取締役　川　原　義　仁	—	—
取締役　金　岡　克　己	—	—
取締役　谷　垣　岳　人	弁護士　石井法律事務所	—
監査役　横　山　哲　夫	—	—
監査役　河　合　　隆	—	—

金岡克己氏は、当行代表取締役会長金岡純二氏の三親等親族であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役　川　原　義　仁	4年9カ月	当期に開催された取締役会17回のうち14回に出席しております。	取締役会において金融業界に関する専門知識と長い経験から議決の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行なっております。
取締役　金　岡　克　己	4年9カ月	当期に開催された取締役会17回のうち16回に出席しております。	取締役会において豊富な企業経営経験と専門知識から議決の妥当性･適正性を確保するための助言･発言を行なっております。
取締役　谷　垣　岳　人	9カ月	社外取締役就任後の当期に開催された取締役会12回のうち11回に出席しております。	取締役会において弁護士としてこれまで培った専門的な法務知識から議決の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行なっております。
監査役　横　山　哲　夫	10年9カ月	当期に開催された取締役会17回のうち13回、監査役会13回のうち12回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関での経営経験から、会の適正性を確保するための発言を行なっております。監査役会においても適宜必要な発言を行なっております。
監査役　河　合　　隆	4年9カ月	当期に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関での経営経験から、会の適正性を確保するための発言を行なっております。監査役会においても適宜必要な発言を行なっております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5	23	—

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

特段ありません。

4．当行の株式に関する事項

⑴ 株　式　数　　発行可能株式総数　　180,000千株
　　発行済株式の総数　　67,309千株
（注） 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

⑵ 当年度末株主数　　7,787名

⑶ 大　株　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,257千株	3.39%
株式会社北陸銀行	1,941	2.91
日本生命保険相互会社	1,871	2.81
株式会社福井銀行	1,788	2.68
東京海上日動火災保険株式会社	1,541	2.31
三井住友海上火災保険株式会社	1,409	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,299	1.95
株式会社みずほ銀行	1,292	1.94
富山第一銀行職員持株会	1,274	1.91
株式会社北國銀行	1,046	1.57

（注） 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済株式の総数から2020年３月31日現在所有している自己株式（770千株）を減じた株式数を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　細　野　和　也 指定有限責任社員　安　田　康　宏	40	―

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　40百万円
3．監査役会は、取締役、関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の前期の監査計画、職務執行状況、当該期の報酬見積りの算出根拠などが適切であるかなどについて検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

⑵　責任限定契約

該当ありません。

⑶　会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行います。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

Ⅰ．当行は、会社法に規定されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役会で次の通り決議しております。

⑴　当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条４項６号）

①　取締役は、企業活動における法令・定款等の遵守を明示した「銀行員の行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、職員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。

②　取締役会は、「取締役会規程」を定め、原則として月１回以上開催し、法令・定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。

③　取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

④　取締役会は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」等を制定し、財務報告の適正性を確保する体制を整備する。

⑤　取締役会は、社会的責任と公共的使命を果たすため、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する」ことを基本方針とした「反社会的勢力対応規程」等の策定とその周知徹底を図り、反社会的勢力排除の体制を整備する。

⑥　取締役会は、「子会社および子会社等管理規程」の周知徹底により当行と子会社および子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保する体制を整備する。

⑵　業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条）

①　当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条１項１号）

イ．行内の文書の作成、保存および管理について定めた「セキュリティポリシー」および「文書規程」を、取締役会において制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

ロ．取締役および監査役は、「文書規程」により、常時、上記文書等を閲覧できるものとする。

②　当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条１項２号）

イ．信用リスク、事務リスク、システムリスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のリスクの種類ごとに、リスク管理の目的、管理方針、管理のための組織および規程等を取締役会において決定する。

ロ．内部監査部門として監査部を設置し、取締役会において「内部監査規程」を制定する。リスクの種類および程度に応じた監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本方針を取締役会で決定し、これを踏まえて内部監査部門において実施し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

ハ．災害発生時等の対応について「コンティンジェンシープラン」を策定するほか、不測の事態が発生した場合には、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定め、対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める危機管理体制を整える。

③　当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条１項３号）

イ．当行の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に会長、頭取、副頭取、その他の指名委員（取締役または執行役員等）によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

ロ．迅速な意思決定と業務執行が可能となるように、取締役の員数を15名以内とするとともに、執行役員制度を導入し、業務の決定および執行の権限を大幅に執行役員に委譲する。

ハ．取締役および使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「職務分掌・権限規程」を取締役会において制定する。

④　当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条１項４号）

イ．取締役会において、「コンプライアンスの基本方針および遵守基準」、「コンプライアンス規程」を策定してその周知徹底を図る。

ロ．コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部が取締役および使用人の法令・定款違反行為を認知した場合は、直ちに取締役会および監査役会に報告する。

ハ．取締役および使用人が、行内および行外に設置した通報窓口に対して、法令違反等の情報を通報することができる「企業倫理ダイレクトライン」を設置する。

ニ．本部に常設のコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部を設置するとともに、各部店にコンプライアンスオフィサーを設置して、コンプライアンスに関する情報の一元的管理とコンプライアンスの徹底を図る。

ホ．コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、コンプライアンスに関する事項について、審議・決定し、事業年度ごとに、取締役および使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施する。

ヘ．コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、コンプライアンスに関する活動について、定期的に取締役会および監査役会に報告する。

ト．事業年度ごとに、取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実施状況を業績評価や人事考課に反映する。

チ．事故防止のため、使用人の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。

⑤　次に掲げる体制その他の当行ならびに子会社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条１項５号）

イ．当行の子会社および子会社等の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

・当行は、「子会社および子会社等管理規程」において、子会社および子会社等の経営方針、財務状況、内部管理に関する事項、その他重要な事象の当行への報告を明記しその体制を整備する。

ロ. 当行の子会社および子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・子会社および子会社等のリスク管理体制および危機管理体制ならびに情報管理体制については、当行の担当部署の指導・監督により、当行と子会社および子会社等全体として、適正な体制が確保されるようにする。

・当行の内部監査部門は、子会社および子会社等の業務執行およびリスク管理の状況等について監査を実施する。

ハ. 当行の子会社および子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・子会社および子会社等においても、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置する。

・「子会社および子会社等管理規程」に基づく「子会社および子会社等社長会」を定例的に開催し、子会社および子会社等の重要な業務の決定を当行が管理するとともに、当行と子会社および子会社等全体の経営の基本戦略・経営計画等に係る協議を行う。

二. 当行の子会社および子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当行が制定した「行動規範」、「コンプライアンス規程等」および「企業倫理ダイレクトライン」を子会社および子会社等の役職員に適用し、当行のコンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、その啓蒙・指導・監督、周知徹底により当行と子会社および子会社等全体として適正な体制が確保されるようにする。

・当行の子会社および子会社等においてもコンプライアンスオフィサーの設置およびコンプライアンス・プログラムの策定、定期的なコンプライアンス研修の実施ならびにこれらの報告等により、当行コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部は、当行と子会社および子会社等全体のコンプライアンスに関する情報の一元管理をはかる。

⑶ 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条３項１号、２号、３号）

① 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置する。監査役室の人員については、監査役会と協議のうえ、必要な人員を配置する。

② 監査役室に所属する使用人の任命および異動については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

③ 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮・命令を受けないこととする。

⑷ 当行の取締役および使用人が当行の監査役に報告をするための体制ならびに当行の子会社および子会社等の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条３項４号イ、ロ）、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条３項５号）

① 当行と子会社および子会社等の取締役および使用人が当行の監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件に該当するおそれのある行為について当行の監査役に都度報告するものとする。前記にかかわらず、当行の監査役はいつでも必要に応じて、当行と子会社および子会社等の取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

② 当行が制定した「企業倫理ダイレクトライン」を当行と子会社および子会社等の全役職員に適用し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について当行の監査役への適切な報告体制を確保する。

③ 「企業倫理ダイレクトライン」の担当部署は、当行と子会社および子会社等の役職員からの内部通報の状況について、定期的に当行の監査役に対して報告する。

④ 当行は、これら報告を行ったものおよびその協力者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当行と子会社および子会社等の役職員に周知徹底する。

⑸ 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条３項６号）

① 当行は、監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑹ その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条３項７号）

① 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会とあらかじめ協議をする。

② 監査役は、取締役会はもとより、経営会議、その他の重要な会議に出席できる。

③ 代表取締役は、監査役会と定期的に、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

④ 監査役からの求めがあるときは、内部監査部門が監査役へ協力する。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当行は、上記業務の適正を確保するための体制の各項目に記載した全ての行内規程及び必要な機関、会議体等の組織、体制等の整備を行い、適正な業務遂行等を保証する体制を構築しております。取締役会において継続的に経営上の新たなリスクへの対応策について検討し、必要に応じて既存規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

さらに、当行並びに子会社及び子会社等から成る企業集団全体に対して、コンプライアンス／フィデューシャリー・デューティー部と監査部が中心となり、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する周知徹底、啓蒙等を継続的に行っております。

当企業集団全体の内部統制システムの整備・運用状況については、その遵守状況、重要な不備の有無等について監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

監査役につきましては、監査が実効的に行われる体制を上記のとおり整備しております。監査役は、業務執行に関わる重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなど、監査部等内部監査部門の協力を得て、職務を適切に遂行しており、監査結果は定期的に取締役会に報告されております。

9．特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11．会計参与に関する事項

該当ありません。

12．その他

該当ありません。

第109期末（2020年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**67,947**	**預金**	**1,184,550**
現金	10,358	当座預金	62,951
預け金	57,588	普通預金	451,968
商品有価証券	**152**	貯蓄預金	22,904
商品国債	152	通知預金	8,230
金銭の信託	**700**	定期預金	620,184
有価証券	**463,007**	定期積金	5,265
国債	90,689	その他の預金	13,046
地方債	18,995	**譲渡性預金**	**51,133**
社債	50,874	**コールマネー**	**35,000**
株式	72,858	**借用金**	**12,012**
その他の証券	229,588	借入金	12,012
貸出金	**822,732**	**その他負債**	**2,943**
割引手形	7,810	未決済為替借	92
手形貸付	27,887	未払法人税等	283
証書貸付	663,441	未払費用	782
当座貸越	123,592	前受収益	374
外国為替	**1,548**	従業員預り金	162
外国他店預け	1,495	給付補填備金	0
取立外国為替	52	金融派生商品	9
その他資産	**9,023**	リース債務	743
未決済為替貸	61	資産除去債務	67
前払費用	24	その他の負債	428
未収収益	1,314	**役員賞与引当金**	**22**
金融派生商品	68	**退職給付引当金**	**236**
その他の資産	7,553	**睡眠預金払戻損失引当金**	**84**
有形固定資産	**10,379**	**偶発損失引当金**	**117**
建物	3,853	**再評価に係る繰延税金負債**	**767**
土地	5,242	**支払承諾**	**2,512**
リース資産	673	**負債の部合計**	**1,289,381**
その他の有形固定資産	610	（純資産の部）	
無形固定資産	**1,158**	**資本金**	**10,182**
ソフトウエア	1,110	**資本剰余金**	**6,074**
その他の無形固定資産	47	資本準備金	6,074
前払年金費用	**43**	**利益剰余金**	**73,410**
繰延税金資産	**3,924**	利益準備金	3,344
支払承諾見返	**2,512**	その他利益剰余金	70,065
貸倒引当金	**△5,658**	別途積立金	38,860
		繰越利益剰余金	31,205
		自己株式	**△405**
		株主資本合計	**89,260**
		その他有価証券評価差額金	**△2,637**
		土地再評価差額金	**1,467**
		評価・換算差額等合計	**△1,169**
		純資産の部合計	**88,090**
資産の部合計	**1,377,472**	**負債及び純資産の部合計**	**1,377,472**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第109期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目		金額
経常収益		**27,213**
資金運用収益	**17,941**	
貸出金利息	8,898	
有価証券利息配当金	9,006	
預け金利息	32	
その他の受入利息	4	
役務取引等収益	**2,012**	
受入為替手数料	578	
その他の役務収益	1,433	
その他業務収益	**4,435**	
国債等債券売却益	4,333	
国債等債券償還益	0	
その他の業務収益	101	
その他経常収益	**2,824**	
償却債権取立益	2	
株式等売却益	2,674	
金銭の信託運用益	6	
その他の経常収益	141	
経常費用		**23,681**
資金調達費用	**503**	
預金利息	485	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息	△11	
その他の支払利息	25	
役務取引等費用	**1,157**	
支払為替手数料	106	
その他の役務費用	1,051	
その他業務費用	**3,935**	
外国為替売買損	174	
商品有価証券売買損	2	
国債等債券売却損	1,742	
国債等債券償還損	1,984	
その他の業務費用	32	
営業経費	**12,394**	
その他経常費用	**5,691**	
貸倒引当金繰入額	166	
貸出金償却	0	
株式等売却損	5,169	
株式等償却	246	
その他の経常費用	108	
経常利益		**3,531**
特別損失		**595**
固定資産処分損	6	
減損損失	589	
税引前当期純利益		**2,935**
法人税、住民税及び事業税	**1,042**	
法人税等調整額	**△245**	
法人税等合計		**796**
当期純利益		**2,138**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第109期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,182	6,074	6,074	3,157	38,860	30,173	72,191	△289	88,158
当期変動額									
利益準備金の積立				186		△186			
剰余金の配当						△934	△934		△934
当期純利益						2,138	2,138		2,138
自己株式の取得								△139	△139
自己株式の処分						△9	△9	22	12
土地再評価差額金の取崩						23	23		23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	186	－	1,031	1,218	△116	1,102
当期末残高	10,182	6,074	6,074	3,344	38,860	31,205	73,410	△405	89,260

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,577	1,491	8,068	96,227
当期変動額				
利益準備金の積立				
剰余金の配当				△934
当期純利益				2,138
自己株式の取得				△139
自己株式の処分				12
土地再評価差額金の取崩				23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,214	△23	△9,238	△9,238
当期変動額合計	△9,214	△23	△9,238	△8,136
当期末残高	△2,637	1,467	△1,169	88,090

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

⑵ 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記⑴と同じ方法により行っております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　21年～24年

その他　４年～20年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,492百万円であります。

⑵ 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑶ 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異：発生年度の翌事業年度に一括費用処理

⑷ 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

⑸ 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

7．ヘッジ会計の方法

⑴ 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

⑵ 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　2002年７月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．関係会社の株式総額　22百万円

2．貸出金のうち、破綻先債権額は988百万円、延滞債権額は16,896百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は106百万円であります。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,631百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,622百万円であります。
なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,810百万円であります。

7．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	50,291百万円
担保資産に対応する債務	
預金	698百万円
コールマネー	35,000百万円
借入金	12,012百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,198百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金は16百万円及び敷金は265百万円が含まれております。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は131,575百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが124,468百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　1999年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額2,456百万円

10．有形固定資産の減価償却累計額　12,429百万円

11．有形固定資産の圧縮記帳額　92百万円

12．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,241百万円であります。

13．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　44百万円

14．関係会社に対する金銭債権総額　12,698百万円

15．関係会社に対する金銭債務総額　1,481百万円

（損益計算書関係）

関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	121百万円
役務取引等に係る収益総額	3百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	24百万円
役務取引等に係る費用総額	35百万円
その他の取引に係る費用総額	269百万円

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘　要
自己株式					
普通株式	413	400	43	770	（注）１，２
合計	413	400	43	770	

（注）１　自己株式の株式数の増加400千株は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得400千株及び単元未満株式の買取による０千株であります。

２　自己株式の株式数の減少43千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1．売買目的有価証券　（2020年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△1

2．満期保有目的の債券　（2020年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,069	5,538	469
	地方債	799	815	15
	社債	4,688	4,740	51
	その他	492	497	4
	小計	11,050	11,591	541
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,020	1,018	△2
	地方債	—	—	—
	社債	456	453	△3
	その他	—	—	—
	小計	1,477	1,471	△6
合　計		12,527	13,063	535

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式　（2020年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合　計	—	—	—

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	22
関連法人等株式	—
合　計	22

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4．その他有価証券　（2020年３月31日現在）

	種　類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差　額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	29,969	20,408	9,560
	債券	138,276	136,275	2,000
	国債	84,599	83,337	1,262
	地方債	18,195	17,984	211
	社債	35,480	34,953	526
	その他	129,526	120,488	9,038
	小計	297,772	277,173	20,599
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	40,871	52,709	△11,838
	債券	10,248	10,396	△147
	地方債	—	—	—
	社債	10,248	10,396	△147
	その他	97,856	110,258	△12,402
	小計	148,976	173,364	△24,388
合　計		446,749	450,538	△3,789

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 （百万円）
株式	1,995
その他	1,712
合　計	3,708

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却したその他有価証券　（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	21,940	2,674	5,169
債券	49,905	971	0
国債	38,636	965	—
地方債	11,169	5	0
社債	99	0	—
その他	57,940	3,362	1,741
合計	129,786	7,008	6,911

6．減損処理を行なった有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復すると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、246百万円（株式246百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末日における時価の簿価に対する下落率が30％以上の銘柄について減損処理の対象とし、下落率が50％以上は、一律減損処理しております。また、下落率が30％以上50％未満の銘柄については、格付等を考慮した当行所定の基準に基づき減損処理しております。

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）　（2020年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差　額（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	700	700	—	—	—

（注）　1．貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2．「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,464百万円
退職給付引当金	818
減価償却費	1,047
その他有価証券評価差額金	1,151
その他	1,068
繰延税金資産小計	6,550
評価性引当額	△2,626
繰延税金資産合計	3,924
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額	3,924百万円

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,323円89銭
１株当たりの当期純利益金額	32円12銭

第109期末（2020年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	67,959	預金	1,183,843
商品有価証券	152	譲渡性預金	51,133
金銭の信託	700	コールマネー及び売渡手形	35,000
有価証券	477,085	借用金	15,711
貸出金	810,197	その他負債	3,296
外国為替	1,548	役員賞与引当金	22
リース債権及びリース投資資産	8,589	退職給付に係る負債	519
その他資産	12,523	睡眠預金払戻損失引当金	84
有形固定資産	10,547	偶発損失引当金	117
建物	3,936	繰延税金負債	1,365
土地	5,309	再評価に係る繰延税金負債	767
その他の有形固定資産	1,301	支払承諾	2,512
無形固定資産	1,198	負債の部合計	1,294,375
ソフトウエア	1,149	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	49	資本金	10,182
繰延税金資産	4,360	資本剰余金	6,076
支払承諾見返	2,512	利益剰余金	75,546
貸倒引当金	△6,043	自己株式	△405
		株主資本合計	91,400
		その他有価証券評価差額金	△1,766
		土地再評価差額金	1,467
		退職給付に係る調整累計額	△224
		その他の包括利益累計額合計	△522
		非支配株主持分	6,080
		純資産の部合計	96,958
資産の部合計	1,391,333	負債及び純資産の部合計	1,391,333

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第109期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**32,230**
資金運用収益	**18,193**	
貸出金利息	8,790	
有価証券利息配当金	9,366	
預け金利息	32	
その他の受入利息	4	
役務取引等収益	**2,008**	
その他業務収益	**9,163**	
その他経常収益	**2,863**	
償却債権取立益	4	
その他の経常収益	2,859	
経常費用		**28,298**
資金調達費用	**500**	
預金利息	485	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△11	
借用金利息	22	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**1,127**	
その他業務費用	**8,196**	
営業経費	**12,728**	
その他経常費用	**5,745**	
貸倒引当金繰入額	171	
その他の経常費用	5,574	
経常利益		**3,931**
特別損失		**595**
固定資産処分損	6	
減損損失	589	
税金等調整前当期純利益		**3,335**
法人税、住民税及び事業税	**1,168**	
法人税等調整額	**△251**	
法人税等合計		**917**
当期純利益		**2,418**
非支配株主に帰属する当期純利益		**186**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,232**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第109期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,182	6,076	74,234	△289	90,204
当期変動額					
剰余金の配当			△934		△934
親会社株主に帰属する当期純利益			2,232		2,232
自己株式の取得				△139	△139
自己株式の処分			△9	22	12
土地再評価差額金の取崩			23		23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,312	△116	1,195
当期末残高	10,182	6,076	75,546	△405	91,400

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,129	1,491	△243	8,376	5,133	103,714
当期変動額						
剰余金の配当						△934
親会社株主に帰属する当期純利益						2,232
自己株式の取得						△139
自己株式の処分						12
土地再評価差額金の取崩						23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,895	△23	19	△8,899	947	△7,952
当期変動額合計	△8,895	△23	19	△8,899	947	△6,756
当期末残高	△1,766	1,467	△224	△522	6,080	96,958

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1．子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

2．連結の範囲に関する事項

⑴　連結される子会社及び子法人等　　４社

会社名

富山ファースト・ビジネス株式会社
富山ファースト・リース株式会社
富山ファースト・ディーシー株式会社
株式会社富山ファイナンス

⑵　非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

3．持分法の適用に関する事項

該当ありません。

4．開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

5．のれんの償却に関する事項

該当ありません。

6．会計方針に関する事項

⑴　商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

⑵　有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

⑶　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

⑷　固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　21年～24年
その他　　４年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③リース資産

該当ありません。

⑸ 引当金の計上基準

①貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,492百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

④偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見込額を計上しております。

⑹ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：発生年度の翌連結会計年度に一括費用処理

⑺ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

⑻ 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

⑼　重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施して、繰延ヘッジによっております。当行のリスク管理方法に則り、ヘッジ指定を行いヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することでヘッジの有効性を評価しております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　2002年７月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

⑽　消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．貸出金のうち、破綻先債権額は994百万円、延滞債権額は16,897百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

２．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は107百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

３．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,636百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

４．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,635百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

５．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,810百万円であります。

6．担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　50,291百万円
担保資産に対応する債務
預金　698百万円
コールマネー及び売渡手形　35,000百万円
借用金　12,012百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,198百万円を差し入れております。
また、その他資産には、保証金16百万円及び敷金276百万円が含まれております。
7．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は132,319百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが124,697百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
1999年３月31日
同法律第３条第３項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額2,456百万円
9．有形固定資産の減価償却累計額　12,649百万円
10．有形固定資産の圧縮記帳額　92百万円
11．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は2,241百万円であります。

（連結損益計算書関係）
「その他の経常費用」には貸出金償却15百万円、株式等償却247百万円及び株式等売却損5,202百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	67,309	―	―	67,309	
合　　計	67,309	―	―	67,309	
自己株式					
普通株式	413	400	43	770	(注) 1，2
合　　計	413	400	43	770	

(注)　1　自己株式の株式数の増加400千株は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得400千株及び単元未満株式の買取による０千株であります。

2　自己株式の株式数の減少43千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分によるものであります。

2．配当に関する事項

⑴　当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年６月27日定時株主総会	普通株式	468百万円	7.00円	2019年３月31日	2019年６月28日
2019年11月８日取締役会	普通株式	465百万円	7.00円	2019年９月30日	2019年12月５日
合　　計		934百万円			

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2020年６月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額　　465百万円

②１株当たりの配当額　　7.00円

③基準日　　2020年３月31日

④効力発生日　　2020年６月29日

なお、配当原資は利益剰余金とする予定としております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業及びリース業などの金融サービス事業を行っております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、金融資産及び金融負債の総合的管理（ALM）を行い、安定的な収益を確保する運営に努めております。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金は、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しているほか、商品有価証券として売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債である譲渡性預金、コールマネー及び借入金等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなるリスク及び支払期日にその支払を実行できなくなるリスク等に晒されております。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、リスク毎に管理規程を制定し管理担当部署でリスクの測定、管理手法の研究、リスクの極小化、顕在化の未然防止策の検討、実践等を行い、その状況を経営管理部及びリスク管理委員会へ報告し、リスクの把握・統制に努めております。また、リスク管理委員会を毎月定例開催し、各リスクの現状の把握・分析・対応策等について検討し、その結果は、経営会議を経て毎月の取締役会に報告され、指示を得る体制となっております。

金融商品に係るリスクカテゴリー毎の管理体制は以下のとおりであります。

①信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件毎の与信審査、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか市場に応じてコーポレート部・法人事業部・リテール部・地域部の４部署、ならびに経営管理部により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議・投融資審査会等で、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、市場金融部において、格付情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

当行グループは、「市場リスク管理規程」において、リスクの定義、管理体制、測定・評価・管理の手法を定め、市場取引に係るリスクを把握するとともに、リスクの許容範囲を勘案し、これを総合的に管理することで、適正な収益の確保と市場関連業務の健全性・適切性を維持することを基本的なスタンスとしております。これらの市場リスク管理は、市場金融部及び経営管理部が行っております。

(ⅰ)金利リスクの管理

月次ベースで市場金融部及び経営管理部において金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析をはじめとするモニタリングを行い、ALM委員会において検討しております。これらの情報は経営管理部を通じ、リスク管理委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

(ⅱ)為替リスクの管理

当行グループは、国際業務の為替の変動リスクに関して個別案件毎に管理するとともに、対顧客取引における為替変動リスクを回避するため為替予約取引等を行っております。また、有価証券運用に係る外貨建資産を含めて、市場金融部と経営管理部が連携し、為替変動リスクの継続的なモニタリングを行っております。これらの情報は経営管理部を通じ、リスク管理委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

(ⅲ)価格変動リスクの管理

市場金融部において、６ヶ月毎に経営管理部との協議を経て、経済環境や金利見通しに基づく商品毎の基本スタンス・アセットアロケーションを含めた有価証券運用方針及び、ボリューム・利回り等からなる有価証券運用計画を策定し、リスク量の適切な運用及び管理を行っております。

また、市場金融部と経営管理部が連携して、価格変動リスクの継続的なモニタリングを行っております。これらの情報は経営管理部を通じ、リスク管理委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

なお、上記の市場リスクに係るヘッジについては、必要に応じて当該金融資産・金融負債の担当部署がALM委員会に諮り、検討する態勢となっております。

(ⅳ)市場リスクに係る定量的情報

当行では、「貸出金」「有価証券」「預金」「借用金」等の市場リスクの影響を受ける金融商品を保有しております。これらの金融商品の市場リスクを把握するために、VaR（バリュー・アット・リスク）を使用して定量的に金利リスク、価格変動リスク及び為替リスクを計測しております。

当行では、VaRの計測手法として分散共分散法を採用しており、信頼区間は99%、観測期間は５年とし、保有期間は保有目的により異なる期間としております（注１）。

2020年３月31日における市場リスク量（非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の市場リスクは除く）は、全体で44,053百万円であります（注２）。

なお、VaRは過去の市場変動をベースとし正規分布に基づいた発生確率で統計的に計測するため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当行では、有価証券についてモデルが算出するVaRと実際の損益とを比較するバックテスティングを実施し、使用するモデルの精度を確認する等して適切に対応を図り、保守的にリスク管理を行っております。

（注１）保有期間については、純投資株式、投資信託は60日、政策投資株式は240日、債券、貸出金、預金等は120日としております。また、為替リスクは60日としております。

（注２）市場リスクの総額は金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクを単純合算した合計額であります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって資金管理を行い、流動性リスクを管理しております。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金預け金	67,959	67,959	―
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	12,941	13,479	538
その他有価証券	459,594	459,594	―
(3) 貸出金	810,197		
貸倒引当金（*）	△5,574		
	804,623	807,105	2,482
資　産　計	1,345,118	1,348,139	3,020
(1) 預金	1,183,843	1,183,942	99
(2) 譲渡性預金	51,133	51,133	―
(3) コールマネー及び売渡手形	35,000	35,000	―
(4) 借用金	15,711	15,723	12
負　債　計	1,285,688	1,285,800	112

（*）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、貸出金に準ずる方法により、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、一部の個人ローンは、商品ごとの元利金の合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（概ね１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

⑴　預金、及び⑵譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（概ね１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑶　コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（概ね１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑷　借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（概ね１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産⑵その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
①非　上　場　株　式（＊１）（＊２）	2,126
②組　合　出　資　金（＊３）	2,423
合　　計	4,549

（＊１）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　当連結会計年度において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。

（＊３）　組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３） 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預け金	57,601	—	—	—	—	—
有価証券	23,699	61,479	51,993	48,190	128,996	20,874
満期保有目的の債券	2,365	3,221	656	30	—	6,492
うち国債	—	—	—	—	—	6,000
地方債	—	800	—	—	—	—
社債	2,255	2,202	656	30	—	—
その他	109	219	—	—	—	492
その他有価証券のうち満期があるもの	21,334	58,257	51,337	48,160	128,996	14,382
うち国債	—	12,000	—	—	67,000	4,000
地方債	3,922	7,844	444	444	4,689	500
社債	6,200	12,180	12,360	3,370	2,100	9,682
その他	11,212	26,233	38,533	44,346	55,206	200
貸出金（*）	270,002	102,443	113,819	55,166	47,729	198,097
合　　計	351,303	163,922	165,813	103,356	176,725	218,972

（*） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない17,874百万円、期間の定めのないもの5,064百万円は含めておりません。

（注４） 社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超10年以内	10年超
預金（*）	1,022,028	115,258	46,556	—	—	—
譲渡性預金	51,133	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	35,000	—	—	—	—	—
借用金	14,376	1,174	160	—	—	—
合　　計	1,122,539	116,432	46,716	—	—	—

（*） 預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,365円77銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	33円52銭

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 富山第一銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 細野和也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安田康宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 富山第一銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 細野和也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安田康宏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山第一銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社及び子会社等については、子会社及び子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び子会社等から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社 富山第一銀行 監査役会

常勤監査役　戸　田　雅　也　㊞

常勤監査役　島　田　秀　二　㊞

監 査 役　横　山　哲　夫　㊞

監 査 役　河　合　　隆　㊞

（注）　監査役横山哲夫及び監査役河合隆は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場　富山市西町5番1号　TOYAMAキラリ　当行本店 9階ホール
電話（076）424－1211（代表）



◆交通のご案内

富山駅から徒歩約20分

市内電車ご利用の場合
○南富山駅前方面「西町」下車、徒歩約１分
○富山駅・岩瀬浜・富山大学前方面「西町」下車、徒歩約1分
○環状線・岩瀬浜方面「グランドプラザ前」下車、徒歩約1分

○会場の駐車スペースが限られていますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます（会場の駐車場は本店窓口へご来店のお客さま専用とさせていただいております）。
○お車でご来場される場合
・会場横（西側）、または裏（南側）の有料立体駐車場、または付近のその他有料駐車場をご利用ください。
・なお、ビジネスプラザ支店横の無料駐車場をご利用いただくことも可能です（株主総会会場まで約400メートル、徒歩約５分）。
・当日は会場周辺道路の混雑が予想されます。時間に余裕をもってご来場ください。

https://www.first-bank.co.jp/　富山第一銀行　検索

VEGETABLE OIL INK